

専門業務型裁量労働制に関する協定届

| | | | | | | | |
|-------------------|----------------------|--------------------------|------------|----------|--|--|---------------|
| 事業の種類 | 事業の名称 | 事業の所在地（電話番号） | | | | | |
| 化学工業 | 化学株式会社 | 福岡県福岡市 × - × - × （ - - ） | | | | | |
| 業務の種類 | 業務の内容 | 該当労働者数 | 1日の所定労働時間数 | 協定で定める時間 | 労働者の健康及び福祉を確保するために講ずる措置 (労働者の労働時間の状況の把握方法) | 労働者からの苦情の処理に関して講ずる措置 | 協定の有効期間 |
| 研究開発 | 自己の研究開発に基づき新製品の開発を行う | 8名 | 8時間 | 9時間 | 2か月に1回、所属長が健康状態についてヒアリングを行い、必要に応じて特別健康診断の実施や特別休暇の付与を行う。 (IDカード) | 毎週金曜日12:00～13:00に労働組合管理部に裁量労働相談室を設け、裁量労働制の運用、評価制度及び賃金制度等の処遇制度全般の苦情を扱う。本人のプライバシーに配慮した上で、実態調査を行い、解決策を労使委員会に報告する。 | 平成 年 月 日から1年間 |
| 時間外労働に関する協定の届出年月日 | | 平成 年 月 日 | | | | | |

協定の成立年月日 平成 年 月 日

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名 化学株式会社労働組合 執行委員長

氏名 福岡太郎

印

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（

）

平成 年 月 日

使用者

職名 化学株式会社

氏名 代表取締役 博多一郎



労働基準監督署長殿

記載心得

- 「業務の内容」の欄には、業務の性質上当該業務の遂行の方法を大幅に当該業務に従事する労働者の裁量にゆだねる必要がある旨を具体的に記入すること。
- 「労働者の健康及び福祉を確保するために講ずる措置(労働者の労働時間の状況の把握方法)」の欄には、労働基準法第38条の3第1項第4号に規定する措置の内容を具体的に記入するとともに、同号の労働時間の状況の把握方法を具体的に()内に記入すること。
- 「労働者からの苦情の処理に関して講ずる措置」の欄には、労働基準法第38条の3第1項第5号に規定する措置の内容を具体的に記入すること。
- 「時間外労働に関する協定の届出年月日」の欄には、当該事業場における時間外労働に関する協定の届出の年月日（届出をしていない場合はその予定年月日）を記入すること。ただし、協定で定める時間が労働基準法第32条又は第40条の労働時間を超えない場合には記入を要しないこと。

| | |
|-------------------------|------|
| 社会保険労務士記載欄 | |
| 作成年月日・提出代行者、事務代理者の表示・名称 | 電話番号 |
| 印 | |